

## 平成27年8月 定例教育委員会

日 時 平成27年8月26日(水)  
16時00分～

場 所 市役所11階 研修室

### 出席者

(教育委員)

永元教育長 久田委員 深町委員 合田委員 内海委員

(事務局)

百津教育次長兼学校教育課長 久家教育次長 友永総合教育センター長兼総合教育センター課長 大藤総務課長 吉田学校保健課長 金子教育センター所長 宮嶋社会教育課長補佐 鶴田スポーツ振興課長 川嶋図書館長 犬塚青少年教育センター所長 吉住公民館政策課長 阿比留総務課長補佐兼庶務係長 安部主事

### 内 容

(1) 委員長報告

(2) 教育長報告

(3) 議 題

- ① いじめ防止対策推進委員会報告の件 (H26.7月事案にかかる会議報告)
- ② 佐世保市指定文化財の指定解除の件 (化石(かせき)漣(れん)痕(こん)、九十九石(つくもせき)、潜(せん)龍(りゅう)の瀧(たき)、大悲観(だいひかん)大文字(だいもんじ))
- ③ 佐世保市図書館協議会委員の委嘱の件
- ④ 佐世保市有財産取得の件

(4) 協議事項

なし

(5) 報告事項

- ① 受益者負担に関する市民説明会について
- ② 雑誌の除籍作業ボランティア募集について
- ③ 図書館の祝日開館について
- ④ 全国高等学校総合体育大会及び全国高等学校定時制通信制体育大会優勝パレード・市民報告会について
- ⑤ 平成27年度全国学力・学習状況調査佐世保市の結果概要について

(6) その他

- ① 後期学校訪問計画について
- ② 次回開催予定

◆ 委員長報告

- 7月24日 教科書選定委員会
- 7月25日 教育会ふれあい会

◆ 教育長報告

- 7月24日 教科書選定委員会
- 7月25日 教育会ふれあい会
- 7月27日 佐世保市PTA連合会要望書受理
- 7月28日 九州地区情緒障害教育研究大会開会式
- 7月29日 教委連小委員会
- 7月30日 九州地区難聴・言語障害教育研究大会開会式
- 8月 3日 新教育長辞令交付式
- 8月 4日 江上地区市政懇談会
- いじめ防止対策推進委員会
- 8月 5日 教科書採択審議委員会
- 臨時教育委員会
- 8月 6日 全国近代化遺産活用連絡協議会佐世保大会
- 性教育講演会
- 8月 8日 させぼ夢大学「柳田邦男」講演会
- 8月11日 教委連小委員会
- 8月17日 臨時市議会
- 8月18日 九州地区人権・同和教育夏期講座
- 大野地区市政懇談会
- 日豪協会懇親会
- 8月20日 提案理由部長会
- 中部地区市政懇談会
- 8月21日 福井洞窟整備検討委員会
- 佐世保ひまわり九州大会優勝表敬
- 8月24日 教育会・市長との懇親会
- 8月26日 定例教育委員会

◆ 委員長報告・教育長報告に関する質疑・意見等  
特になし

## ◆議題

【教育長】 それでは議題に入ります。事務局の説明をお願いします。

【事務局】 議題①「いじめ防止対策推進委員会報告の件」の説明

本件に関しましては、随時報告をしてまいりましたが、去る8月25日いじめ防止対策委員会の柳会長様より佐世保市教育委員会に対し議題1-①の「最終報告書」及び議題1-②「各学校への提言」が提出されまして、教育長に受取っていただいたところであり

ます。

議題1-①の「最終報告書」をご覧ください。

最終報告書には、5項目までございますが、まず1点目として、「給食異物混入事案に係る学校及び佐世保市教育委員会の対応について」、2点目「給食異物混入事案に係る学校と佐世保市教育委員会を含めた関係機関等との連携について」、3点目「給食異物混入事案に係る学校間の児童生徒情報等の引継ぎについて」、4点目「佐世保市のいのちをみつめる教育について」、5点目「その他の予防と対策について」の5点が大きな柱でございます。この5点の柱に附属しまして、丸数字で囲っています示唆を頂いたということになります。

さらに、推進委員会と致しましては、今回の事件を本市の学校教育に対する警鐘と受け止められており、今一度先生方にこれまでの取組を振り返り、今後のいのちの教育、危機対応を推進していく指針となることを願われまして、議題1-②の提言を佐世保市内の全小中学校に配布をしてほしいという趣旨のもと教育委員会にいただいたものであります。議題1-②をご覧ください。

表紙の所にもありますが、「危機感を持つよう」、「心豊かな佐世保の子どもたちを育てよう」、「躊躇せず関係機関との連携をしよう」、「子どもの状況を次の学年・学校へ確実に引き継ごう」という学校に対しましての提言をいただいているところがございます。いわゆる報告書は佐世保市教育委員会の取組に対するものでございますが、提言につきましては、学校に対して真摯に受け止めて、自校におけるいのちの教育、危機管理、これまでも行ってきた学校間・学年間への対応について振り返りや確認という意味で心豊かな子どもたちを育てていただければという思いで作成されたものでございます。教育委員会事務局と致しましても、今後校長研修会を始め各種研修会を通じて提言の趣旨に沿った研修を実施していきたいと考えておりますとともに、校長、副校長、教頭といった管理職にとどまらずすべての先生方が目を通せるようにデータ化し、スクールネットの中に掲載して、周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、議題1-③「市内県立高校女子生徒の逮捕事案に係る佐世保市いじめ防止対策推進委員会最終報告並びに佐世保市教育委員会の見解及び今後の取組等について（案）」でございますが、これは推進委員会からの報告をもとに教育委員会の見解及び取り組みについてまとめたものでございます。目次をご覧ください。

大きくは、先程ご説明しました推進委員会からの最終報告、先生方への提言、教育委員会の見解及び今後の取組、最後に検証と取組の参考となる資料という構成にしており

ます。1ページをお開きください。「はじめに」となっておりますが、これは、連絡協議会及び推進委員会の協議の経緯等を記載しております。2ページから11ページまでは議題1-①、議題1-②と同じものを掲載しております。12ページをお開きください。ここからが、佐世保市教育委員会の見解及び今後の取組等について記載しております。

13ページをお開きください。現在、佐世保市教育委員会は3つの柱でいのちの教育を推進しており、「心の教育の更なる充実を図る」、「コミュニケーション能力の向上を図る」、「子どもの居場所づくりを図る」につきましては、今後も継続してまいりたいと考えておりますが、今回の事案を受けて「学校と家庭、関係機関等との連携・協働を図る」という4番目の柱を掲げ、再びこのような事件が発生しないように全力で取り組んで参りたいと考えております。

14ページをお開きください。ここからが、推進委員会から提出されました報告に対する佐世保市教育委員会の見解及び今後の取組等を示しております。頂いた報告は教育委員会においてすべて検証すべきものであるとの認識をしているところでございます。各項目ごとに検証及び今後の取組を記載しております。資料中、丸ゴシック体の太字にしております箇所が、教育委員会としての今後の取組を示す部分となります。

「1 給食異物混入事案に係る学校及び佐世保市教育委員会の対応について」の(1) スクールカウンセラー派遣とこころの緊急支援チームの要請については、佐世保市教育委員会としては、今後、カウンセリングの対象者が多い場合やケースの内容が多岐にわたっている場合など、必要に応じて複数のカウンセラーを派遣する。また、長崎県のCRTの派遣規定の見直し等が可能か、長崎県教育委員会を窓口として協議していく。併せて、佐世保市教育委員会版CRTの設置について関係部局と協議していく。

(2) 児童相談所・要対協への通告・相談については、当該児童生徒について学校との情報共有と連携を綿密に行うとともに、長崎県教育委員会との情報共有や連携、専門家を交えて「要保護児童」に該当するかなど協議の場を設定していく。

(3) 長崎県教育委員会との連携については、長崎県教育委員会との情報・行動の連携がスムーズになされるよう、具体的なケースを示しながら長崎県教育委員会と協議していく。

「2 給食異物混入事案に係る学校と佐世保市教育委員会を含めた関係機関等との連携について」の(1) 保護者との信頼関係の構築については、保護者との信頼関係を構築することが難しい場合は、学校や関係機関との連携を深め、キーパーソンを誰にし、どこから切り込んでいくのかの方策を立てて対応するなど学校と共に解決にあたっていく。

(2) 相談・通告等の仕組みの再構築については、平成27年7月に長崎県教育委員会が発行した「学校と関係機関との連携マニュアル」を参考にし、佐世保市版「連携マニュアル」を作成し、活用を図っていく。その中には、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、子ども発達センター、子ども子育て応援センター、いじめ相談窓口をはじめとする関係機関の相談内容・連絡先を記載した一覧表も掲載し、学校が迅速に関係機関と連携を図ることができるよう学校を支援していく。市版「連携マニユア

ル」は、学校のみならず地域関係者等にも配布するとともに、関係機関への相談・通告が迅速にできる仕組みの再構築を図っていく。

また、犯罪・非行を行う、飲食物に異物を混入する、動物を虐待する、刃物を携帯する、自分の殻に閉じこもる、残酷な映像等へ異常な関心を示すなどの特異な行動をはじめ児童生徒の問題行動等を早期に発見し、早期に対応していく校区内ネットワークを核とした関係機関との連携を推進するよう学校に働きかけていく。さらに、事案によっては、本市において要対協と同じ位置付けとなっている佐世保市子ども安心ネットワーク協議会とも連携して対応にあたっていく。

(3) 家庭・地域関係者との連携については、先述した佐世保市版「連携マニュアル」において、学校と関係機関との連携・協働を推進するための指針を示し、その活用を通して校区内ネットワークを核とした連携・協働を推進し、学校と関係機関との連携・協働を強固なものにしていく。

「3 給食異物混入事案に係る学校間の児童生徒情報等の引継ぎについて」の(1)校種間の児童生徒情報の組織的・継続的な伝達については、平成27年7月、長崎県教育委員会発行の「児童生徒の継続的な指導・支援のための引継ぎガイドライン」を参考に、佐世保市版「引継ぎガイドライン」を作成し、校種間の児童生徒情報の引継ぎのあり方について、学校へ指針を示す。また、スクールカウンセラー同士、スクールソーシャルワーカー同士、必要に応じて、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカー間での引継ぎが行われる場を設定していく。

(2) 児童生徒理解支援システムの有効活用については、システムの活用状況等が確認できるような更なるシステムの改善や、教職員の活用に対する研修の更なる充実、活用実践事例の紹介やリーフレットの作成等、システムの有効活用が行われるための対策を行う。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーからの助言等についても入力して指導を生かすよう、校長の責任において、教職員が入力する体制づくりを構築する。更に、現在本システムが市内小中学校以外の学校とつながっていない状況であることに關しまして、配慮を要する児童生徒の情報の共有が県立・私立の学校とできないか、長崎県教育委員会と協議していく。また、市立小・中学校以外の県立・私立の学校との引継ぎが個人情報保護に抵触しないか、関係部局と協議のうえ佐世保市個人情報保護条例の整理も行っていく。

(3) 保育所・幼稚園と小学校の連携については、保育所、幼稚園からの情報を共有し、小学校との連携が円滑に行われるよう、子ども未来部と連携し、これまで統一されていなかった保育所の保育要録及び幼稚園の指導要録の様式をそれぞれ統一し、その写しをもとに小学校への確実な引継ぎを行い、連携の強化を図っていく。併せて、平成24年12月に子ども未来部が作成した、「保幼小連携接続カリキュラム」を活用し、指導内容の上でも、保・幼・小の連携を強固なものにしていく。

「4 佐世保市のいのちを見つめる教育について」の(1)いのちを見つめる強調月間の継続と見直しについては、学校で実践され、「いのちを見つめる強調月間」が一人一人の児童生徒の心に確かに届く取組となるよう学校を指導していく。

(2) 心の状況調査の実施と有効活用については、調査結果を児童生徒や保護者との面談、教師間の情報交換、児童生徒理解支援システムへの入力、スクールカウンセラー等関係機関との連携などに有効活用するよう、各小・中学校へ指導を行うとともに、管理職及び担当者への研修会を実施していく。その際、「調査結果は、あくまでも調査時点におけるその子の心の状況の一部であり、その子の心の状況の全てではない。」との説明も行い、面談等における調査結果データ取扱いが適切に行われるようにしていく。更に、特異な特性を有する児童生徒の対応について学校や関係機関と連携・協働して対応していくとともに、各学校における調査結果の活用状況の把握を行い、結果の有効活用事例を他の学校へも紹介するなど本調査を効果的に活用していく。また、今回の心の状況調査の結果を考察すると、市立小学2年から中学3年までの全体として、「いじめのサイン」「対人ストレス」の行程値が全国平均と比べやや低い傾向にありました。今後、担任等が、各学級等で構成的グループエンカウンターやソーシャルスキルトレーニングを意図的・計画的に行うことができるよう、教職員のスキルアップ研修等を実施していく。

「5 その他の予防と対策について」の(1) 道德教育の充実について、佐世保市教育委員会では、「特別の教科 道德」の導入に向けて、佐世保市立清水小学校と清水中学校を研究協力校として指定し、研究を進めてもらっています。今後、両校の研究を市内小・中学校へ発信し、「特別の教科 道德」を要とした道德教育の充実を図っていく。更に、佐世保市は、平成24年4月1日に「徳育推進のまちづくり」を宣言し、市民運動として徳育を推進していることから、徳育推進の柱である「一徳運動」に学校とPTA、地域で取り組み、佐世保市民一体となった徳育の推進を学校と共に行っていく。

(2) 多面的な児童生徒の把握については、平成20年4月に作成した「コミュニケーション能力をはぐくむために」の冊子の内容を見直し、改訂版を作成するとともに、その活用を推進し、学校における確かな取り組みがなされるよう指導していく。また、児童生徒理解の手立てとして、複数の教師による日常観察に加え、先述した「心の状況調査」の積極活用を推進していく。併せて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等による気づきや見立てが効果的に活用されるよう学校を支援していく。近年、児童生徒の問題行動を学校だけで解決することが難しいケースが増えてきておりますので、スクールソーシャルワーカーの数を関係部局とも連携してその増員を図ってまいり隊とも考えております。更に、様々な特性を有する児童生徒を温かく包み込み、指導を行っていかねばならず、そのために、教師は、発達障害を含む特別な教育的支援を必要とする児童生徒に、より適切に対応できる知識と技能を身に着ける必要があることから、佐世保市教育センター研修講座の見直しを行うなど、教職員研修の一層の充実を図っていく。また、長崎県教育委員会とも連携し、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場を柔軟に設定するなどのインクルーシブ教育システムの構築を図っていく。

(3) 情報モラル教育の充実については、児童生徒の成長・発達におけるインターネット等の情報の影響が大きいとの認識のうえ、青少年健全育成団体やPTA連合会等と連携し、一定の決まりを発信していく。また、それに伴う教職員や保護者に対するスキ

ルアップ研修や情報モラル研修会等を実施していく。

(4) 読書活動の推進については、平成27年4月に策定された第二次子どもの読書活動推進計画に基づき、今後も読書活動の推進と読書環境の整備充実に努めていく。中でも、学校における読書活動の推進と環境整備のため、学校図書管理システムの効果的活用と学校司書の効果的な配置とその拡充に取り組んでいく。

以上が、佐世保市教育委員会の見解と今後の取組でございます。28ページ以降は資料編として活動記録等を添付しております。この他にも、民生委員さんが独自に取られましたアンケートがありましたので、今後の取組の参考とさせていただきます。

【教育長】 はい、ありがとうございました。只今説明がありましたとおり、いじめ防止対策推進委員会から最終報告と共に、それに付帯して教育委員会から先生方へ伝えてほしいという提言もいただきました。そしてこれが本日の議題となる部分になるかと思いますが、教育委員会の見解及び今後の取組（案）というものが出ております。今後の予定と致しまして、9月2日に市長と総合教育会議を開く予定としております。これは教育環境の整備ということで、既に1年が経っていますので緊急の事態ということには当たらないと思いますが、重大事案ということに変わりありませんので、協議事項として俎上に上げたいと思っております。その前に皆様のご意見を伺いながら、教育委員会としての見解を市長に示せればと思っております。その後、9月議会にも「教育委員会でまとめて報告します」ということを6月議会で申しあげておりますので、それに間に合えばいいと思っております。事務局からポイントをわかりやすく説明されていると思います。推進委員会もこれまでに10回開催されています。深夜に及びながら皆さん熱心に議論していただいております。今できることからやろうということで、取りまとめておりますので多少漏れがあるところもあるかもしれませんが、皆様のご意見を聴きながら、こうした方向で行ければと思っておりますのでご自由にご発言をいただきたいと思っております。

【委員】 高1事件が起こってから、学校教育課を中心に対応されて、大変なご苦労をされながら良くぞここまでまとめ上げていただいたなど、内容も多面的に幅広く捉えて処理されているので大変だったろうなと思いつつも、少し気になるころとして、事件が起きてずっと私たちは、異物混入をした6年生と事件を起こした人物は別個のものとして扱ってきた中で、この資料が今後表に出たときにやっぱりそうだったんだという認識を持たれることについて、どう乗り越えていくのかというのが気になります。

【事務局】 私たちも、高1事案と異物混入がイコールで繋がらないということで、常に教育長を始め、議会でも答弁してきましたが、昨年8月に県から事件を起こした子どもが小学生の時にこうした事案を起こしているということを聞いているということを報道の中で言われまして、その後、教育長の方に県教委から事件の少女と異物混入の人物は結びつきますという報告をいただいておりますので、この件については、一定整理さ

れているものと考えております。それから、6年生の時にしっかり対応していればという報道や教育関係者もいらっしゃいます。私たちの認識が不足していたところもあったかもしれませんが、要対協等に報告をしていなかったことにつきまして、教育委員会というよりも教育委員会事務局のミスであったと反省しているところです。

【教育長】 今、事務局から説明がありましたように、事件の人物と異物混入の人物は同一人物ですという県教委の報告を受けましたので、議会にもそのように報告しており、整理したところでもあります。それから、民生委員・児童委員の皆様からたくさんのご意見や情報が寄せられているとの説明がございましたが、確かに多くの意見がでました。しかし、我々が知らないこともいっぱいある中で、本当かもしれないし、違うかもしれないといった内容を一つ一つ調べるといことは大変なことになりますので、参考という形で割愛させていただいております。教育委員会の中でわかる事実をバックボーンとしながら、それを検証して、振り返りをして、対応を組み立てたということで行きたいと考えております。

本日お諮りしたい点としては、13ページの見解の所がこの程度しか書けないのかということ。これが、見解としては総括している文章になっているのですが。

一つには、教育委員会として反省しているということで、新たに項目を増やしてこういった取り組みをやっていくということですが、即それがどういうことだったのか、どういう特質を持っていたのか、だから起きたんだというのが異物混入の時にきちんと対応していればねというか、予兆があったんじゃないか、そういう仮定に立てばやはりこうしなくちゃいけないということを暗にこの1枚に表わしているということになります。そこまで書くと複雑になりますので、このくらいに抑えて含みおきながら書いているということになります。

【委員】 4番目の柱に「学校と家庭、関係機関等との連携・協働を図る」という記載がある中で、17～18ページには、佐世保版連携マニュアルを作成し学校のみならず、家庭や地域にも配布するとなっている。地域ということが抜けているようですが、これは入れた方がいいのではないのでしょうか。それから、これらの対応をやっていくにあたっては、学校の負担が大きくなるのではないかと懸念しています。放課後に起きた子どもたちのことまで学校が核となり連携を取っていくということになるのでしょうか。

また、去年の事件の時は、長崎県のCRTに大変お世話になりました。周囲の方々もこれで救われた人も多かったのですが、これを佐世保市版でやるということになれば、佐世保市の少数のカウンセラーでCRTを構成するようになるのか、県内などのカウンセラーで構成されるものなのか教えていただきたい。

【教育長】 1点目の連携マニュアルの件については、学校の負担が増えるということが増えることになろうかと思えます。ただ、先程おっしゃった地域ということが抜けているということは確かにそうだなと思えます。民生委員さん等も含めて地域から小さいこ

ろから傾向があったという情報については、先生方にはわからないことですので、放課後のことも含めてできるだけ記録を収集したいという思いはありますので、地域ということを入れなければいけないかなと思います。

【委員】 学校教育法で幼稚園も含まれているので、教育委員会に市立幼稚園の所管があると思いますが、実際に幼稚園の現場で経験をした先生が事務局にいるのでしょうか。

【事務局】 おりません。

【委員】 やはり予算と関係してくるところかと思うのですが、保育所、幼稚園の先生はハッと（この子が気になる）と思っても、市教委に相談するところがないから、個人的に理事長や園長が子ども発達センターにカウンセリングを受けられている状況のようです。やはり市教委の事務局に子ども未来部とは別に幼稚園教諭の免許を持った方を置いて、保幼小連携という点に携わるべきではないかと思います。

【教育長】 まず、最初の質問に事務局から何かありますか。

【事務局】 はい、まず学校の負担が大きくなるということもありますが、学校に何でも（情報が）あるということ、学校に受け止めてもらうというスタンスを取っていきたいと考えております。と申しますのが、例えば動物の虐待があるといった情報は全く学校には入ってきません。地域の方がお話になっていることが真実かどうかもわかりません。或いは、今思えばあの子は変わっていたもんねという類の話は非常に多くございます。指導要録等の中身はすべて委員さんにも公開しながら取り組んでいたんですけども、その中にも一切そのような記載がありません。非常に優秀な子供であるということしかありません。ですので、何か起こった時に今考えればという意見は多いですけど、果たしてそれがどれだけ学校に伝えていただけるのかという所も心配な点ではございますが、やはり放課後のことにつきましても子どもたちのことですので、学校区内の核となるのは学校であると判断致しておりますので、致し方ないと考えております。

それから、CRTの構成につきましては、佐世保市のスクールカウンセラーは非常に少ないですが、学校が複数で対応していく場合には複数のカウンセラーを派遣していく、スクールカウンセラー配置事業は本来県の事業ですので、市の単独予算で配置しているスクールカウンセラーの中から、派遣していく。更に、スクールソーシャルワーカーも事態が生ずれば入れていくというようなシステムづくりをやっていきたいと考えております。

幼稚園教諭については、現在事務局にはおりませんが、幼児教育センターとの連携を行っているということが現状であります。

【教育長】 CRTについては、市の教育委員会版のCRTということで、限られた人数のミニマムなものを想定しています。やはり緊急措置ということになりますので1～3日間程度のものになるということです。

【事務局】 やはり重篤なものになると県のCRTが動いてくると言うことになります。

【教育長】 一足飛びに県のCRTということになる場合もありますが、市の範囲でやれることはやろうといったものです。

【事務局】 現在、県のCRTの規程が非常に厳しい状況にあります。死亡事故であったり、教室内での死亡といったことでしか組織してもらえません。ですから、そういうことではなくて、もう少し我々としてできるところということに対してCRTを入れていきたいと考えております。

【教育長】 どうしても小学校6年生の時からを考えると市全般の教育に関わってきます。当然、どこまで予算が付くのか、我々のアピールの仕方もあります。サマーレビューの時に市長からスクールソーシャルワーカーや学校司書の話も出てますので、少しづつ前に進むと思いますが、それを継続するだけでも予算が必要になる。心の状況調査だけでも何百万円もの経費がかかる。それだけでも素晴らしいのではないかと思います。今回の取組が広範囲になっているものの、やはりやっていくんだということが必要だと考えています。そういうことで、この件に関しては、大幅な修正がなければという趣旨でお諮りしていますから、予算の時期等に改めてこの件はといったことも触れる機会もあると思いますので、一定ご了承いただくということでもよろしいでしょうか。

～異議なし～

【教育長】 ありがとうございます。それでは本件を了承するということにさせていただきます。次に、議題②「佐世保市指定文化財の指定解除の件」の説明を事務局からお願いします。

【事務局】 議題②「佐世保市指定文化財の指定解除の件（化石(かせき)漣(れん)痕(こん)、九十九石(つくもせき)、潜(せん)龍(りゅう)の瀧(たき)、大悲観(だいひかん)大文字(だいもんじ)」の説明

本日、社会教育課長が出張のため、課長補佐の宮嶋から説明申し上げます。

本日4件の指定解除についてお諮りしております。物件1及び物件2につきましては、去る7月29日に佐世保市文化財審査委員会から教育委員会に対し指定解除の答申をいただいたものです。まず、物件1「化石漣痕」は文字通り数千年前にさざ波のような紋が石化したという地質学上貴重な天然記念物として昭和52年11月8日に小佐々町で指定されていたものです。これが、現在は風化し、また草が覆いかぶさって漣痕が確認できなくなったということで、天然記念物としての価値がなくなったもの

です。

物件2の「九十九石」ですが、これも小佐々町の神崎鼻近辺の島で見られる玄武岩が波で洗われ丸くなったものですが、ここだけではなく九十九島近辺で玄武岩があれば見られるということで、愛好家には珍重され、珍しいものではあるが、特別に指定をするというまでには至らないということで指定解除ということになっております。

物件3及び4については一括して申し上げますが、潜龍の滝、大悲観大文字の2件が平戸領地方八奇勝いわゆる平戸八景として本年3月10日付官報告示により国指定重要文化財（名勝）ということになり、市指定の解除ということになりました。

なお、潜龍の滝につきましては、官報で吉井町草ノ尾となっておりますが、これまで江迎町の名勝というご認識であったかと思えます。指定にあたって土地の調査を実施しましたところ、ギリギリ吉井町ということがわかりましたので、このような表記となっております。

【教育長】 ありがとうございます。ご質問はありますでしょうか。

ご質問ないようでしたら、事務局提案の4件について指定解除ということでよろしいでしょうか。

～異議なし～

【委員長】 それでは、本件は承認するということにいたします。次に、議題③「佐世保市図書館協議会委員の委嘱の件」について、事務局の説明をお願いします。

【事務局】 議題③「佐世保市図書館協議会委員の委嘱の件」の説明

図書館協議会は、図書館法並びに図書館設置条例に基づいた図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関でございます。委員の構成ですが、定員は5名で、学校教育の関係者、社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験者のうちから教育委員会が委嘱するものでございます。本年7月31日に5名の委員の任期満了に伴いまして、資料にお示しする5名を委嘱するものでございます。3名が新任、2名が再任でございます。

【教育長】 ありがとうございます。ご質問はありませんか。

【教育長】 再任の方がいらっしゃいましたよね。

【事務局】 はい。社会教育の関係者の宮原氏、家庭教育の櫻井氏のお二人が継続となっております。

【教育長】 学識経験者については、これまで県立大学の教授が就任していられていましたが、地元で大学が二つあるということで、今回国際大からご推薦いただいております。

【委員】 協議会の一番の役割というのは何ですか。

【事務局】 図書館長の諮問に対して応えていくということになります。

【委員】 年間何回ほど開催しているのですか。

【事務局】 通常は、年2回程度ですが、必要に応じて3回、4回と開催することも可能です。

【教育長】 他にご意見がなければ、事務局提案のとおり承認するという事によろしいでしょうか。

～異議なし～

【教育長】 では、提案通り承認いたします。次に、議題④「佐世保市有財産取得の件」について、事務局の説明をお願いします。

【事務局】 議題④「佐世保市有財産取得の件」の説明

7月の教育委員会で委員の皆様には建物の模型をご覧いただきました相浦地区複合施設整備事業用地の取得の件でございます。1685.16㎡の土地を24,771,852円で取得するというものでございます。この用地取得により、建物敷地の用地取得は完了ということになりまして、公園用地の取得が一部残っておりますが、今年度中に取得する予定となっております。

【教育長】 ありがとうございます。私から質問しますが、16ページの図面の白地になっている部分が取得できていないところになると思いますが、お売りになったなどの情報はありますか。

【事務局】 単に土地を売却するという事についてはご同意をいただいているのですが、代わりの土地が欲しいということで、代替地を提供していただく肩を探しまして三者契約ということで進んでいるところです。

【教育長】 はい、わかりました。では、この案件については、長期計画に基づいて計画的に実施されているところですので、土地の取得に関しては9月議会に提出するという事によろしいですか。

～異議なし～

【教育長】 では、この件も了承するということにいたします。議題につきましては、これをもちまして終了となります。次に、報告事項①「受益者負担に関する市民説明会について」事務局のご説明をお願いします。

#### ◆報告事項

##### 【事務局】報告事項①「受益者負担に関する市民説明会について」の説明

資料は、当日お配りいたしております。この説明会につきましては、目的に記載しておりますとおり、近年の人口減少や経済情勢により財政状況も厳しくなる中、市としても行財政改革に取り組んでおりますけれども、新たな見直しの一つとして、昨年より財務部主導で全庁的な受益者負担の導入を検討しているところでございます。

この受益者負担の導入にあたりまして、その考え方や制度の概要について市民の皆様のご理解、ご意見を求めるため、「4 開催場所」にお示ししている市内7つのエリアごとに説明会を行ったものでございます。

受益者負担増の影響が一番大きいのが地区公民館であるため、公民館政策課も説明会の方には同行いたしております。その内容等について、ご報告いたしたいと思っております。

資料の「5 説明要旨」のところでございますが、①公共施設の現状として、建設のピークが昭和40～50年代であり、現在874ある公共施設の半数が築30年以上ありまして、平成45年には築50年以上が5割弱、30年以上が4割強となり、建て替えや大規模改修が必要となること。②将来人口と今後の財政事情として、平成42年には本市の人口は4万人の減が見込まれ、65歳以上の人口が増加する一方、15歳から64歳までの生産年齢人口は減少することから、社会保障費が増加し税収が減少するため、このまま何もしなければ平成33年には累積で125億円の収支不足になります。このため、行財政改革として、給与や人員見直しなどの内部努力に加えまして、施設再編や受益者負担の適正化等で、142億円を捻出することを目指しているというものでございます。

そこで③の公共施設の再編と受益者負担の適正化につきましては、三つの対策といたしまして施設数の縮減、耐用年数を伸ばす改修、受益者負担の適正化に取り組むこととしております。受益者負担の適正化は、利用する人しない人の税負担の公平性、有料施設と無料施設の公平性を確保することによってでございます。また、公民科におきましては、年間9億円の経費をかけておりますが、使用料収入はその0.5%しかございません。公民館の受益者負担の求め方として、現在無料であります社会教育目的の利用の場合、運営費と建設費の50%いたしまして、料金は、この㎡単価を積算し1時間当たりの料金を算定するようにしております。具体的には、講座室においては、概ね100円から300円程度、講堂等は400円から1200円程度となります。

それから、減免基準の明確化として、民生委員、地区自治協議会などの地縁団体は免除の対象とし、サークル活動やレクリエーション活動は対象外或いは50%までの負担をお願いしますという説明を行っております。

この説明に対しまして、「6 主な質疑応答」がございました。

「料金の算定方法について、料金に使用人数は関係するのか」というものがございます。これにつきましては、広さで算出するので、人数は関係ないとしております。

「料金はどれくらいか」、「部屋を半分にして借りられるのか」あるいは「現在と同じ午前、午後。夜間の区分で枠貸しになるのか」などの質問があり、特に部屋を半分に分けて貸すことについては、電気系統なども考慮して今後検討するということとしております。「徴収した使用料の用途は何か」といったことに対しても、公民館の設備の修繕、備品の更新に充てるとしております。それから、料金が高くなると活動を続けられないのでそこを考慮してほしいといったご意見もいただいております。

「7 アンケート結果」ですけれども、これは説明会に参加いただいた方にご記入いただいたもので、来場者の97%の方々にご記入いただきました。

結果と致しまして、負担の必要があるは14%、負担はやむを得ないが71%、この二つを合わせて85%で、負担の必要はないが8%、その他、無回答をあわせて7%となっております。個別意見は別と致しまして、将来的には概ね負担は仕方ないが、できるだけ料金は安くという感触でありました。

「8 公民館運営審議会での質疑応答」ですが、8月7日に開催いたしました同会からご意見をいただいております。「人口が減るなら職員も減らさないと」、「維持費の0.5%とする歳入の内訳は何か」、「受益者負担金を徴収した際の歳入見込みは」、「公民館の稼働率は把握しているのか。調理室など特殊な部屋は使用が少ない。一律に面積で料金を決めるのはおかしい。」こちらにつきましては、公民館の稼働率は45%で、稼働率を加味するとかえって利用者の負担が大きくなる。稼働可能時間の最大値を分母といたしまして、少しでも利用者負担を抑えようと考えているとしております。それから、「40年以上公民館を利用し音楽を広める活動をしてきたが、電気代もほとんどかからず、部屋代も無料である公民館は大変便利であるが、一方で、必要な使用料は、払うべきであるとも考える。」といったご意見、「公民館は高齢者の利用率が高い。金額が定まらないまま料金を負担してくれと言っても不安をあおるだけ。金額をはっきりさせてからご理解を得るようにした方が良い。」といったご意見がありました。

「9 今後のスケジュール」ですけれども、11月までに使用料を決定するようにしておりますのが、いただいたご意見をもとに再検討してまいりたいと考えております。また、似たような施設をグループ化するということも検討しないといけませんので、時間を要する見込みとなっております。その後12月議会へ条例の改正案を提出し、ご承認いただければ、覧年4月に新料金適用という流れになっております。

【教育長】 ありがとうございます。ご質問ありませんか。

【委員】 「6 主な質疑応答」のうち「徴収した使用料の用途は」ということに対し、「公民館の設備の修繕、備品の更新に充てる。」と答えてありますが、教育委員会に入ってきた収入も市として一括して受け入れるのではないですか。

【事務局】 ご指摘のとおり市の歳入として収入されるため、(教育委員会の収入であるかのような)表現は適切ではないかもしれませんが、そもそもこのままでは公民館の改修等に充てる財源がなくなるということから、受益者負担金をこうした改修費等に充てる財源としたいという意味でお答えしております。

【教育長】 流れとしては、他の大型施設の長寿命化や集約化などが出てきますし、職員の削減も求められていますが、大筋としてはこのような流れで行くことになると思います。それでは、次の報告事項の事務局からの説明をお願いします。

【事務局】 報告事項②「雑誌の除籍作業ボランティア募集について」の説明

それでは、資料1ページをお開きください。内容は、除籍する雑誌約150種類ございますが、個の整理作業を行うボランティアの方を募集するものでございます。市立図書館では、保存中の雑誌の保存期間が1年保存である物や3年保存である物或いは永年保存である物など、雑誌ごとに保存年限が違います。毎年1回雑誌の整理作業を行っております。作業自体は、10月1日から10日までの期間に実施いたしますが、除籍する雑誌は毎年無償配布いたしており、今回のボランティア募集は、無償配布されるまで手伝っていただける方を募集いたします。昨年は2名の応募者がありまして、作業がかなり捗った状況がございました。

このボランティア募集は、9月1日から開始いたします。広報については、図書館ホームページ、広報させば、館内表示など幅広く周知してまいります。

【教育長】 続けて、報告事項③「図書館の祝日開館について」の説明をお願いします。

【事務局】 報告事項③「図書館の祝日開館について」の説明

資料は、2ページでございます。本件に関しましては、6月及び7月の定例教育委員会で協議事項、報告事項としてご説明申し上げてきました。6月の定例教育委員会では、9月21日から24日までのうちの2日間を、7月の定例教育委員会では4日のうち4日を開館日とすることについて、ご承認を頂いたところです。その後、開館日について変更せざるを得ない事情がありましたので、本日改めてご報告させていただくものです。9月21日から23日までの3日間の祝日を開館日という形で最終的な結論となりました。

広報についてでございますが、館内案内は既に行っており、公示も行っております。関係機関、団体への案内、図書館ホームページへの掲載を予定して入ります。説明の最後に、この件につきまして2転3転しましたことをお詫びいたします。

【教育長】 はい。ありがとうございました。報告事項③につきましては、新聞にも載っております。また、報告事項②については、奇特な方もいらっしゃるなと思われました。何かご意見はございますか。

～質疑なし～

【教育長】 それでは、報告事項④「全国高等学校総合体育大会及び全国高等学校定時制通信制体育大会優勝パレード・市民報告会について」の説明を事務局からお願いします。

【事務局】 報告事項④「全国高等学校総合体育大会及び全国高等学校定時制通信制体育大会優勝パレード・市民報告会について」の説明

この夏、近畿地区で開催された全国高等学校総合体育大会、神奈川県等で開催された全国高等学校定時制通信制体育大会において、市内の高校生チームがみごと優勝されたということで、この優勝したチーム・選手について、市民に報告するというので、優勝パレードと優勝報告会を下記のとおり開催する予定でございます。

日付は、8月31日、月曜日、16時半からパレードを行い、引き続き市民報告会となっております。パレードは、四ヶ町戸尾側入り口から中央公民館までということで、島瀬公園で行いました前回昨年の2月に春高バレーで優勝報告を、雨のために島瀬美術センターで行ったというがございましたので、まだ暑いということもありますため、中央公民館1階講堂で執り行う予定としております。それから、「7 報告者」でございますが、全国高等学校総合体育大会では、九文バレー、西高ソフト、自転車競技スクラッチで鹿町工業の片野選手その下が全国高等学校定時制通信制体育大会になりますが、全て中央高等学校になります。バトミントン（男子団体）、同（男子シングルス）、バレーボール女子となります。

市民報告会の流れと致しましては、市長による主催者挨拶、監督選手紹介及び大会結果報告、市議会議長からお祝いのことば、西高監督からのお礼のことばとなります。主催は、佐世保市、佐世保市教育委員会、体育協会となります。

ご案内が遅くなりましたが、教育委員の皆様にも是非参加をしていただきますようお願いいたします。

【教育長】 はい。ありがとうございます。このことについては、大会が種目ごとに8月のつい最近までずっと行われておりまして、ご報告が遅くなりました。選手の皆様を祝福していただけるようでしたらご参加をよろしく願いいたします。他にご質問ないようでしたら次の報告事項⑤「平成27年度全国学力・学習状況調査佐世保市の結果概要について」の説明を事務局からお願いします。

【事務局】 報告事項⑤「平成27年度全国学力・学習状況調査佐世保市の結果概要について」の説明

昨日、県よりデータが送ってまいりまして、本日新聞にも載っております。従いまして、私共と致しましても、十分に分析等を行っていない状況ですので、結果だけのご報告となります。資料の1ページをお願いいたします。

小学校の国語、算数、理科は、ほぼ全国平均並みでした。中学校の国語につきましては全国の平均並みですが、数学と理科は全国平均よりやや低い状況で（結果が）出ているところでございます。

2ページをお開きください。

小学校の国語、算数でございますが、ほぼ横ばいで推移しておりますが、3ページをお開き頂くと中学校の数学が厳しい状況となっております。この結果につきましては、平成27年度の中学3年生が、平成24年度の小学校6年生でございますが、平成24年度の小学校6年生の結果を見ましても算数A、算数Bともに落ち込んでいる状況でございます。なかなかこれを上げきれなかったということが、中学校の責任であるのかなと思います。

4ページは、理科でございますが、4年に1度の結果となりますので、このような推移となっております。

5ページをお開きください。これは、各学校の結果でございます。外部には公開しない資料となります。

6ページをお開きください。ここからは、質問用紙でございます。こちらの方は、これまでののちを見つめる強調月間の中でデータとしての拠所としていたものでございます。自尊心や思いやり、家庭での会話、学習への好意などが全国平均より上回っている状況でございます。気になりますのは、中学校の地域行事への参加というのが、全国平均を下回っております。内訳で見ますと、小学校では高いけれども、中学校は低いという結果が出ております。中学校では、意識的なところで「中学生になったんだから」行事に入らないとか、夏休みのラジオ体操に行かないといったことがあるようでございます。

今後につきましては、全国学力学習状況調査についての佐世保市の考察ということで、各学校での考察並びに事務局でももう少し詳しい考察をしながら、何がいけないのか等の振り返りを行ってまいりたいと考えております。

【教育長】 全国平均と比べると小学校が3勝2敗、中学校が0勝5敗ということで、中学校が厳しい状況です。これから、詳しい分析も行われていきますので、今日は報告ということで止めていただければと思います。なお、来年度から中核市になるということで、教職員の研修権が下りてきます。県内では、長崎市と佐世保市が独自で研修をやらなくてはならないということになります。業務の拡大と質の向上をやらないといけない状況です。現状を見ますとそれに加えて、市独自の工夫も必要なのではないかということで、学校教育課と教育センターの更なる連携等を模索していかないと考えているところです。

【委員】 教職員の実情が学校訪問して分かるのは、学力を高めるも、高めないも、教える人の力量がすごく影響するなあと思います。尚且つ、学校の管理職の方々の考え方でも、学校が生き活きと、一生懸命に児童生徒を引き上げようと努力しているかどうかが見えるんですね。過去においては、教育次長兼学校教育課長兼教育センター所長だったわけで、学校教育課の管轄の中に教育センターがあって、教職員の研修も、学校訪問での指導も一体的にできていた部分が、例えば学校訪問に行ったとき、教育センターの所長等が、通常の研修では呼応されているけれども、学校現場についてはその役回りから見て回らないという、何かこれまで重なっていた部分が重ならなくなっている。現場も見るし、教職員の指導にもあたる、或いは学校教育課も教育センターへのお願いを行っていく、そういった部分が接

してはいても、重なっていない部分というのが、ここしばらく感じるんですよね。だから、今教育長がおっしゃったのは、私と一緒に考えるかどうかは分かりませんが、一体的に取り組んでいかないと、個々に別々の部分をこなすだけでは、子どもの力を伸ばすのは難しいのではないかなと。だから、来年からは佐世保市教育委員会が研修もすべて受け持たないといけなくなるなら、その辺りを本腰を入れて取り組んでいって、どこに課題があるのか整理してほしいなと思います。

【教育長】 はい。事務局内での話はしていましたが、十分認識はしていると思いますので、（教育センターの）人数も増えるということもあって大変になってくるところもあると思いますが、私たちも一緒になって考えていかなければならないと思います。

◆その他

【教育長】 それでは、その他に移りたいと思います。①「後期学校訪問計画について」の事務局からの説明をお願いします。

【事務局】 その他①「後期学校訪問計画について」の説明

事前にご連絡はしておりますが、後期学校訪問について再度ご確認をしていただければと思います。

【教育長】 ありがとうございます。それでは、次回開催日程について事務局からお願いします。

【事務局】 時回、9月定例教育委員会につきましては、9月25日（金）14時から11階研修室にて開催を予定させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

【教育長】 はい。以上をもちまして、8月定例教育委員会を閉会いたします。

——— 了 ———